

教育委員会 7月定例会会議録

日 時 令和5年7月12日（水） 午後1時30分から午後2時07分まで

場 所 議会棟6階第2委員会室

出席者

(教育委員)

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	畠 山 正文	委 員	渡 辺 照 子
委 員	木 村 素 子		

(事務局)

教 育 次 長	片 貝 伸 生	指 導 担 当 次 長	金 井 幸 光
総 務 課 長	高 橋 雅 人	教 育 施 設 課 長	木 村 一 弥
文化財保護課長	神 宮 聡	学 校 教 育 課 長	田 村 裕 之
前橋高等学校事務長	藤 井 義 嗣	前橋高等学校長	高 野 裕 史
生涯学習課長	佐 藤 由美子	教 育 支 援 課 長	内 山 崇
図 書 館 長	齋 藤 明 子		

教 育 長 これより前橋市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。

教 育 長 6 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長 異議のないものと認め、承認いたします。

教 育 長 議事は、議事日程第 1 号のとおり進めます。
日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に木村委員と奈良委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。

教 育 長 **総括的報告**
本日は、2 件のご報告をさせていただきます。
その前に少しお話をさせていただきます。報道等でもご存じのとおり、高崎市の飯野教育長さんが 6 月 30 日にご逝去されました。ご葬儀に参加をさせていただきながら、教育長になる以前からご指導を賜っていたことを思い出し、大変寂しく残念な思いを改めていたしました。ご葬儀の最後に、ご息がご挨拶をされました。「父は 3 人の子供が教育の道を選ばなかったことを寂しく思ったかもしれません。しかし、自分が子育てをするようになって実感したことは、教育は、魂を注ぎ込む行為だということです。教師であるか否かではなく、誰かに自分の魂を注ぎ込むことこそ、教育なんだということです。」と、お話されました。大変胸を打つご挨拶でした。
飯野教育長さんは、6 月まで群馬県 12 市の教育長のトップとして、また、全国都市教育長協議会の会長もお務めになっていらっしゃいました。沢山の児童生徒、教育長関係者、ご指導いただいたすべての方が、故飯野教育長さんの魂を受け継いでいるのではないかと思います。飯野教育長さんのご冥福を祈りつつ、前橋の教育の発展に、飯野さんの思いを繋いでいきたいと思っています。
では、レジュメに沿って報告させていただきます。
まず始めは、第 2 回定例市議会についてでございます。記載のとおり

開催されましたが、3日間行われました総括質問においては、子どもたちの国際交流について、不登校支援について、部活動の地域移行について、学校教材の調達の現状と課題などについて質問がありました。この質問の中に、新型コロナウイルス感染症関連の質問がありませんでした。いよいよアフターコロナに入ったかなと、実感をいたしました。

2点目といたしましては、今年度、第1回目の教育委員会事務の点検及び評価委員会が、6月26日、28日に実施されました。令和4年度実施いたしました事業につきまして、3名の外部学識経験者からヒアリングを受けました。ヒアリングを基に現在3名の評価委員の方々が評価をしてくださっていますが、どの委員さんも大変丁寧に、大量の資料を読み込んでくださって、ヒアリングの際には評価ばかりではなく、様々な角度からの助言をいただきました。担当課担当者にとって、非常に大切な機会となりました。評価を今年度の事業に生かしていきたいと思えます。以上でございます。

総務課長

報告1 令和5年7月1日付け、教育委員会事務局職員の昇格について、次のとおり報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

昇格者につきましては、技能労務職の5級昇格者が5人、4級昇格者が1人、また、一般行政職の3級昇格者が3人、2級昇格者が2人の合計11人でございます。以上でございます。

教育長

以上の報告について、質疑等ございますか。

教育長

なければ以上で、質疑を終わりにします。

教育長

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

議案第23号及び議案24号を議題といたします。説明をお願いします。

議案第23号 令和6年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について

学校教育課長

令和6年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

これは、令和6年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、小学校についてですが、群馬県教科用図書採択中毛第一地区協議会の採択基準に基づきまして、文部科学省の令和6年度使用小学校用教科用図書目録に登載されている教科用図書のうちから採択することとなります。そこで、本市、渋川市、榛東村、吉岡町の4市町村による中

中毛第一地区協議会にて、各教科の調査員会をおき、各教科用図書について十分な調査研究を行いました。その調査結果を基に6月28日の中毛第一地区協議会にて審議を行い、資料3ページ4ページでございます各教科用図書が、中毛第一地区の児童に最もふさわしい教科用図書として採択されました。

採択にあたっては、主体的・対話的で深い学びの実現、表現及び分量の2観点を通項として、発展的な学習内容の取扱い、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成、実生活や他教科との関連、教材の選定、題材の設定・配列、教科の特質に応じた指導の充実の5観点の中から、各教科の特性に応じて、4つの観点を選択し、1教科につき合計6つの観点から調査を行いました。

次に、中学校についてですが、令和6年度に使用する教科書につきましては、県教委より示されている令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準にて、今年度使用する教科用図書と同一のものを採択すると示されております。

これ従いまして、令和6年度に中学校において使用する教科用図書につきましては、5ページ6ページでございますように、今年度と同じ教科用図書を採択いたしました。

さらに、特別支援学校についてですが、令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準、及び、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項により、前橋市教育委員会が前橋市立前橋特別支援学校の申請を基に採択することとなっております。

前橋市立前橋特別支援学校から、児童生徒の障害の種類や程度、発達段階を考慮し、7ページから11ページにありますように、学校教育法附則第9条の規定による絵本等の一般図書が申請されておりますので、採択をいたしました。以上、教科用図書の採択について、よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。よろしくお願いたします。

議案第24号 令和6年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について

前橋高校事務長

議案第24号、令和6年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。資料の12ページをご覧ください。

この議案は、令和6年度に使用いたします前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、前橋市教育委員会の議決をお願いするものでございます。教科用の図書の選考に当たりましては、群馬県立学校教科用図書採択方針を準用し、校内において教科毎に選定作業を行い、令和6年度教科用図書の採択申請をさせていただこうとするものです。

選考いたしました教科用図書は、いずれも文部科学省の教育課程に則り選定し、13ページに本校の教育課程表を掲載させていただいております。

ます。

14ページについては、令和6年度の1年生が使用する教科書でございます。

次に、15ページから19ページまでが、2年生の総合コース用、文理系コースの文系用及び理系用、文系コース用、理系コース用の各教科書でございます。

次に、20ページから24ページまでが、3年生の総合コース用、文理系コースの文系用及び理系用、文系コース用、理系コース用の各教科書でございます。

教科書一覧表の備考欄に丸印のついている教科書及び高校による学校設定科目に使用するための準教科書は、前年度から継続使用となっているものです。また、四角の塗りつぶしについては、文科省検定済みの教科書を準教科書として購入し、使用するものです。

いずれの学年の教科書、また学校設定科目として使用する準教科書においても、本校の教育課程に沿って学力向上を図り、進路実現を図ることのできる図書を選定を行ないましたので、ご採択いただけますよう、よろしくご審議の程お願いいたします。

教 育 長 ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

木 村 委 員 2つ質問をさせていただきます。1つ目は前橋市の教科書採択の方針という言葉が出てきたと思いますが、それはどのようなものなのかと、それをどこかで見られたりするのかな、場所についてお伺いしたいと思います。

学校教育課長 方針というのは、ここにもあるのですが、前橋の授業にもっとも相応しい教科書ということが方針になります。その方針の中で、大事に扱っている観点というのが、主体的・対話的で深い学びの実現、表現及び分量の2観点を共通項目として、発展的な学習内容の取扱い、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成、実生活や他教科との関連、教材の選定、題材の設定・配列、教科の特質に応じた指導の充実の観点から教科書を選んでおります。

木 村 委 員 確認できる方法はありますか。

教 育 長 方針がどこかで公表されていますかということですか。

学校教育課長 方針については、どこかのホームページに載っているものではないと思います。ただ、教科書そのものについては、閲覧できる状態を取っていたと思います。

教 育 長	どこかで見られるかどうかというのは、分からないということですか。
学校教育課長	以前に使っていた教科書というのは、見られます。これから使う教科書は見られないです。
教 育 長	全ての教科書は公表して、総合教育プラザで展示されていて、市民の方がしっかりと見られるという機会は保たれています。
木 村 委 員	具体的な話になってしまいますが、私の子どもが小学校4年生です。先週、保健で習ったことについて、疑問を呈されました。ニュースにもなりましたが、保健の内容で、異性に関心を持つようになるという記述があったことについて、「違うのではないか、同性に関心を持つ人もいるよ」と子どもから言われて、「そうだね」となりました。本を読んだり、ニュースを見たりして、そういった関心を持っていると思います。検定教科書の内容ですので、そのまま教えていくということになると思います。この採択している教科書の中には、異性に関心を持つということだけが書いてあるのかどうか、他に同性のことを書いてある教科書があるのかどうか、お伺いしたいと思いましたがどうでしょうか。
学校教育課長	LGBTQのことは、現在の教科書を全て確認したわけではないですが、学校現場としては、そういう方々がいるという配慮した教育をしています。実際、現場にも色んな子どもたちがいますので、そういった子どもたちに配慮した教育をしたいと思っています。教科書自体に載っているかどうかは全部確認できていませんが、考慮した教育を行っております。
教 育 長	今回、検定された教科書は、LGBTQに関しては、前回に比べてかなり多くなったというのがあります。検定を通った教科書は、必ずその視点を持つようにしたものです。ただ、具体的な記述は、私は分かりませんが、LGBTQや異性との関わりについての視点を盛り込んでいると思います。社会の中で扱われ方と教科書の中での扱われ方に大きな差があると、子どもたちはどういうことだろうねと保護者の方に聞いたりして、色々迷うところもあると思います。社会の流れが非常に速いですから、その辺を見込みながら、教科書にあるものにプラスアルファで、先生方がフォローして、付け足していくことも必要だと思います。
畠 山 委 員	今、木村委員からいただいた質問と関わるのですが、私がスクールカウンセラーをしていて、前橋市でなく群馬県全体の相談傾向の統計を見たところ、特に一昨年くらいから小学校・中学校で、学業に関する相談が多くなっています。1つはコロナの影響で休校になったことや、分散登校の影響があります。もう1つは、私が相談を受けている実感です

が、教科書で何を聞いているのか分からない子どもたちが、増えてきている印象です。先ほどの主体的・対話的で深い学びを目指している教科書だろうなど、子どもの教科書を見て分かります。それが、何で、こんなまどろっこしいことを聞いているのと、子どもたちには映っていて、家に帰ってきて宿題をする時に、親も何で聞かれているのか分からないです。今まで私たちがしてきたのとは全然違い、どうやって教えたらいいのかも分からない保護者からの相談もあります。せめて保護者に対して、こういったねらいで、こういう目的で、こういう表現になっているとか、こういう教科書になっていることが伝わる機会があると、宿題を見てあげる低学年の保護者にとっては、ありがたいのではないかと思います。

学校教育課長

何を聞いているのか分からないところですが、ここにいらっしゃる皆さんが教わってきた教科書と比べると、だいぶ内容が変わってきています。昔は、知識理解の方がウエイトを置いていましたが、今の教科書というのは、主体的・対話的で深い学びということですので、これからの子どもたちは、対面したことの無いような答えに対しての答えを求めようとなっています。教科書の授業もそうですが、あなたはどうかという聞き方になっています。保護者が見た時に、どう答えればよいのかという形のニュアンスが多くなっています。これを色々な子どもたちと教室でディスカッションする事によって、こういうことが良いのではないかと話し合うことになっています。親からすると、明確な答えがないじゃないという感じになってはいますが、今それが求められている色々なものに対応できる多様な子供たちで、多様な回答で適応できる適切な答えを見つけ出そうとする形になっています。そのような実感があると思います。

そういうことを保護者に伝える機会があるかということ、なかなか皆さんを集めてという機会がないので、こうですとは答えられませんが、今教えている教育はこういうものですよと、各学校の学年だよりでこういう話は少しずつしているとは思いますが、直接求められているような回答として、こうですとは出ていないとは思いますが、学校行事もそういう形でやっています。ご理解いただければと思います。

畠山委員

そういうのに、だんだん慣れていくために時間がかかると思います。学校単位でよいと思うのですが、少しずつ保護者を巻き込みながら伝えていくことをしていただきたい。してはいるとは思いますが、よりよくなると思います。

学校教育課長

P T A総会とか学年集会で、保護者を交えて話すときに、主体的・対話的で深い学びですと話しているとは思いますが、話しても、主体的・対話的で深い学びって、何というところで、保護者の皆さんは止まって

しまつて、どういうことか伝わっていないということになっていると思います。この辺は、我々の方も校長・教頭と意見を交えながら、より分かりやすく伝えられるようにしてまいります。

指導担当次長

本当にありがとうございます。大切な視点かなとお伺いしました。国の方も考えていて、主体的・対話的で深い学びというものが出た時に、教員や教育者用と一緒に保護者用として分かり易いパンフレットが作られました。畠山委員さんがおっしゃったような視点が非常に重要ですが、我々は普通に、田村課長が話したとおりの主体的・対話的で深い学びと簡単に使ってしまう。皆さんに通じるように話していくことが重要だと思いました。

教 育 長

教育委員会にいますと、主体的・対話的で深い学びというのが、ずっと入ってきますが、やっぱり保護者の方々には、なかなか落ちないだろうなと思います。噛み砕いて伝えていくことも必要と思います。私も教科書を見て、畠山委員さんと同じ印象を最近受けます。私たちが小さい頃は、アンダーラインを引くようなものがいっぱいあって、ここを覚えなといけないとか、今はそういうところがないです。学校教育課長がおっしゃったように、明確な答えがパッと見ると見えないので、子供たちにとれば、より一層だと思えます。ただ教科書の中のそのとおりにやっていると、こういう風に考えていくのだという考え方を身に付けられるように様々な工夫がされています。特にQRコードを使って、動画などにアクセスが出来るようになっていて、言葉では十分に理解できない子どもたちにも、見たり聞いたりしながら、理解を深められるような工夫が多くなったなと思います。やはり多様な子どもたちに対応していこうという教科書会社の努力があると思います。

渡 辺 委 員

先ほどの採択の方針の中の教科横断という言葉がございましたが、教科横断という言葉の意味合い、何を狙いとして横断という言葉が使われているのか、教えていただきたいです。

学校教育課長

教科横断的ということですが、先ほどお話ししたとおりの、ちょっと前の学習は知識理解でしたが、今は現在の社会に対応する様々な観点で、総合的に思考を働かせていきたいと思いますという形になっています。理科は理科、算数は算数、国語は国語と学習するのではなくて、算数の力を使いながら国語、国語の力を使いながら理科という形で、各教科を縦割りに切るのではなくて、横で繋がりを持って、総合的な視点で色んなものを見ていこうと、教科横断的という言葉が出てきました。理科と言った後に環境問題と言ったときに、環境だから大気汚染だけというのではなくて、歴史的背景や経済的なものとか、そういうものまですべてを含んだ上で、環境維持するにはどうしたら良いでしょうと考えます。そのた

め、社会科の知識がいきますよね、国語の知識がいきますよね、算数の時計の知識がいきますよねというところで、授業中にそれぞれの知識を結びつけたカリキュラム組んでいきましょうというのが、横断的学習となります。

渡辺委員 ありがとうございます。教科書会社によって、その横断性をどのように表現されているかという視点でも、教科書が選ばれているのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりになります。その教科書でどういうものを扱っているか、教科横断的な部分も扱っているかというのも、総合的に見て判断しています。例えば、今でいうと、SDGsがそれぞれの教科書で扱われていたりして、そのSDGsを扱うためには、1つの教科として独立して扱えないので、色んな思考や知識を合わせて、判断していくということを1つの方法としています。

教育長 ほかになれば、以上で質疑を終わります。
それでは、議案第23号及び第24号について、可決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教育長 異議のないものと認めます。
よって、議案第23号及び第24号について可決いたします。

教育長 日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいたします。

その他(1) 行事について

総務課長 その他1 行事について、ご説明申し上げます。
教育委員会の8月の定例会でございますけれども、17日木曜日午後2時から、市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

教育委員会の9月定例会につきましては、15日金曜日午後2時から、市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

以上、8月、9月の行事予定です。

その他(2) 「第2回前橋市はたちのつどい」の開催方法について

生涯学習課長 その他2 「第2回前橋市はたちのつどい」の開催方法について、ご説明申し上げます。資料27ページをご覧ください。今年度の「はたち

のつどい」につきましては、令和6年1月7日の日曜日、11時30分から12時30分の約1時間の予定で、1部制により実施いたします。会場は、日本トーターグリーンドーム前橋です。

令和2年度以降の「成人祝」及び「はたちのつどい」については、新型コロナウイルスの感染症対策として、午前・午後の2部制により実施してまいりましたが、新型コロナの感染症分類が2類から5類に引き下げられたことに伴い、市有施設の人数制限等も廃止されたことから、従来の1部制に戻して開催するものです。

2部制から1部制に変更することにつきましては、市民の方からも多くの要望をいただいております。1部制にすることにより、参加者が一堂に会し、より多くの方々が再開を喜びあう機会となり、式典が盛大に開催されることと考えます。

本行事の対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、約3,400人です。対象者には、11月上旬に案内状を郵送する予定です。

式典内容につきましては、今後、市内各中学校の卒業生25名で構成する「はたちのつどい企画運営委員会」の中で検討してまいります。

周知につきましては、8月号の広報まえばし、市ホームページ等において行ってまいります。

なお、会場内での混雑回避を図るため、昨年度と同様に、電子受付システムの活用や学校単位での座席指定、一方通行による動線確保を行う予定です。

以上ご報告させていただきます。

教 育 長 総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、8月17日(木)午後2時ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長 では、8月定例会については8月17日(木)午後2時からと決定します。

また、9月定例会については9月15日(金)午後2時から予定することで、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長 では、9月定例会については、9月15日(金)午後2時からということで、お願いいたします。

ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますか。

教 育 長 なければ、以上で質疑を終わりにします。

教 育 長

以上をもちまして、教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。

(午後 2 時 0 7 分)